# 5. 更新基準の設定

水道施設の更新基準として地方公営企業法上の耐用年数があるが、これは会計上の減価償却期間を表したものであり、実際に使用可能な年数としての基準ではなく、法定耐用年数で更新を実施している事業体は少ない。そこで、施設を法定耐用年数よりも長期間使用することを前提とし、これを踏まえた実使用年数を設定し更新を行うものとして、費用を算定する。

## 5-1. 構造物及び設備

簡易支援ツールのマニュアルでは、「参考資料 7. 実使用年数に基づく更新基準の設定例」が示されている。この設定例では、以下に示す更新基準に関する調査・検討事例を参照しており、他事業体等における既存の更新基準設定例を網羅的に示していることから、これを参考として実使用年数を検討する。

#### 5-1-1. 建築、土木

#### 1) 他事業体における実使用年数の事例

### 【建築】

平成21年度に厚生労働省が実施した「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組 状況調査」(以降、「取組状況調査」)において、タイプ4またはタイプ3のアセットマネジメントを実施 している水道事業者等では、65年~75年での更新を設定している。これより簡易支援ツールでは、 建築構造物の実使用年数を70年と設定することを一案としている。

#### 【土木】

取組状況調査において、タイプ4またはタイプ3のアセットマネジメントを実施している水道事業者等では、65年~90年での更新を設定している。また、土木構造物の更新実績については、関西水道事業研究会における調査事例があり、平均使用年数は73年である。これより、簡易支援ツールでは、土木構造物の実使用年数を73年と設定することを一案として提示している。

#### 2) 本検討における設定値

構造物(建築・土木)については、法定耐用年数が比較的長いこともあり、実使用年数に基づく更新基準の設定事例は少ない状況にあることから、本検討でも上記で示された事例調査に基づく実使用年数(建築:70年、土木:73年)を採用する。

### 5-1-2. 機械、電気、計装

### 1) 他事業体における実使用年数の事例

取組状況調査において、タイプ4またはタイプ3のアセットマネジメントを実施している水道事業者等では表 5.1で示す更新基準を設定している。また、設備類は更新サイクルが短いため、更新実績のデータが蓄積されており、更新実績については、(公社)日本水道協会<sup>1</sup>、(公財)水道技術研究センター<sup>2</sup>、関西水道事業研究会における調査事例がある。これらの調査事例結果を表 5.2 に示す。これより、簡易支援ツールでは、設備類の実使用年数を、例えば、電気 25 年、機械 24 年、計装 21年と設定することを一案として提示している。

ただし、これらの設備類については、実際はさらに詳細な区分で実使用年数が異なっており、その詳細な区分毎に実使用年数が公表されている(公社)日本水道協会のデータは表 5.3 に示す通りとなっているが、回答件数が少なく信頼性に欠ける項目も見受けられる。

	工種	更新基準の設定値
	受変電·配電設備	20~40年で設定
電気	直流電源設備	6~20年で設定
	非常用電源設備	15~40年で設定
	ポンプ	20~30年で設定 *オーバーホールする場合は別途設定(例えば50年)
	滅菌設備	15~25年で設定
機械	薬注設備	法定耐用年数または15~30年で設定
	沈殿・ろ過池機械設備	20~30年で設定
	排水処理設備	20~40年で設定
計装	流量計、水位計、水質計器	10~25年で設定
一直表	監視制御設備、伝送設備	15~23年(監視テレビ装置を除く)で設定

表 5.1. 水道事業者等での更新基準例(取組状況調査)

表 5.2. 平均使用年数の実績例

工種	日本水道協会*	水道技術研究センター**	関西水道事業研究会	平均
電気	22.6年	26.2年	24.8年	24.5年
機械	21.3年	25.5年		23.9年
計装	18.4年	22.6年	20.4年	20.5年

<sup>\*</sup> 主要設備の更新年数の平均値を算出

<sup>\*\*</sup>更新率が50%となる値(中央値)を算出

表 5.3. 設備類の更新実績(日本水道協会)データ

○椎		

<b>〇機械設備</b>											
,	対象機器	法定耐	回答	30年	25年以上~	20年以上~	15年以上~	10年以上~	5年以上~	5年	平均
	A) 外1成1df	用年数	件数	以上	30年未満	25年未満	20年未満	15年未満	10年未満	未満	年数
	ポンプ		44	8	8	9	13	3	3	0	22
ポンプ30kw以下	電動弁類	15	42	9	7	8	13	2	3	0	22
	水中ポンプ		48	1	7	13	9	12	5	1	17
	ポンプ		44	14	9	10	7	4	0	0	26
ポンプ30kw以上	電動弁類	15	47	17	11	9	6	4	0	0	26
	水中ポンプ		24	1	5	7	5	3	2	1	19
薬注設備	注入ポンプ類	15	66	7	3	20	17	13	5	1	18
未工以闸	制御バルブ類	13	40	5	1	14	10	5	4	1	18
	塩素注入機		33	1	4	15	7	2	3	1	19
	塩素気化器	10	13	0	1	6	3	1	2	0	18
消毒設備	塩素除害設備		17	1	3	9	3	0	1	0	
	次亜鉛注入設備		50	4	5	11	17	9	4	0	18
	制御バルブ類		30	3	2	10	9	3	3	0	19
	フラッシュミキサ変速機		24	5	2	9	6	1	1	0	22
沈殿・ろ過池	フロッキュレータ変速機		35	7	5	6	13	2	1	1	21
機械設備	汚泥掻寄機	17	17	1	5	5	6	0	0	0	22
1及1ル以 川田	ろ過池制御弁		37	8	9	13	6	1	0	0	24
	表面洗浄装置		31	5	5	9	10	1	1	0	22
	脱水設備		18	3	8	6	0	1	0	0	27
排水処理設備	乾燥設備	17	4	1	1	0	2	0	0	0	25
沙小龙生政师	除塵設備	. '′	4	2	0	1	1	0	0	0	28
	補機類		18	3	6	6	3	0	0	0	25
機材	戒設備 合計	-	686	106	107	196	166	67	38	6	-

○雷気設備

し 电 刈 政 川											
-	対象機器	法定耐	回答	30年	25年以上~	20年以上~	15年以上~	10年以上~	5年以上~	5年	平均
	N) 永1成位	用年数	件数	以上	30年未満	25年未満	20年未満	15年未満	10年未満	未満	年数
	設備一括		43	12	9	12	7	2	1	0	24
	特高受電·配電設備	Ī	19	4	5	2	4	3	1	0	23
受電設備 変圧器 コンデン	高圧受電·配電設備		53	16	9	11	10	5	2	0	23
	変圧器	20	47	16	9	10	8	3	1	0	25
	コンデンサ	20	52	13	8	11	12	7	1	0	23
	高圧ケーブル		60	9	10	15	20	3	3	0	21
	統電器盤等		47	13	8	11	10	4	1	0	23
	コントロールセンター		29	9	7	7	5	1	0	0	25
直流電源装置	充電装置		53	4	9	15	19	4	2	0	21
<b>坦川电</b>	インバータ装置	U	42	2	7	12	15	3	3	0	20
	発電機		23	5	6	6	3	2	1	0	24
非常用電源装置	ディーゼル機関	15	17	5	3	5	2	2	0	0	24
非吊用电源表值 [	ガスタービン機関		4	1	2	0	1	0	0	0	26
	無停電電源装置(UPS)		25	0	3	8	11	3	0	0	19
電気	気設備合計	-	514	109	95	125	127	42	16	0	321

〇計装設備

(日本政権)		法定耐	回答	30年	25年以上~	20年以上~	15年以上~	10年以上~	5年以上~	5年	平均
	対象機器										
		用年数	件数	以上	30年未満	25年未満	20年未満	15年未満	10年未満	未満	年数
	電磁式		74	7	13	19	26	8	1	0	20
流量計	超音波式	10	49	1	6	11	19	9	3	0	18
	差圧式		33	4	6	6	11	4	2	0	20
	フロート式		32	4	7	11	6	4	0	0	22
	投込式		57	5	8	13	20	8	3	0	19
水位・圧力計	超音波式	10	16	0	2	4	4	4	2	0	17
	静電容量式		28	0	8	5	11	3	1	0	20
	圧力式		34	1	7	10	9	6	1	0	20
	濁度計		67	2	4	19	26	14	2	0	17
	pH計		62	1	1	16	25	16	3	0	16
水質計器	アルカリ度計	10	33	1	2	8	14	8	0	0	18
	残塩計(有試薬式)		35	1	1	5	17	9	2	0	17
	残塩計(無試薬式)		66	1	4	14	29	15	3	0	17
	調節計		46	1	8	12	17	5	3	0	19
監視制御装置	シーケンサ	10	38	2	2	11	13	9	1	0	18
血沉可抑表但	監視制御装置	10	67	5	5	18	22	10	6	1	19
	ITV		20	0	1	9	6	2	2	0	18
伝送装置	TM/TC	10	55	0	4	17	26	6	1	1	18
計	装設備 合計	-	812	36	89	208	301	140	36	2	-

### 2) 本検討における設定値

上記で示された事例調査等を踏まえ、本検討では、表 5.3 の項目を主要項目毎に再整理したうえで設定した、表 5.4 の赤枠で示す更新基準を実使用年数として採用するものとする。また、分類が難しい項目については、設備合計欄に記載の平均値を採用する。

表 5.4. 設備類の更新基準 -主要機器ごとに再整理-

〇機械設備												
	対象機器	法定耐 用年数	今回設定 更新基準	平均 年数	30年 以上	25年以上~ 30年未満	20年以上~ 25年未満	15年以上~ 20年未満	10年以上~ 15年未満	5年以上~ 10年未満	5年 未満	回答 件数
±°.,¬°	ポンプ30kw以下 ポンプ30kw以上		24	22	8	8	9	13	3	3	0	44
			24	26	14	9	10	7	4	0	0	44
水中ポンプ	水中ポンプ30kw以下	15	18	17	1	7	13	9	12	5	1	48
	水中ポンプ30kw以上	13	10	19	1	5	7	5	3	2	1	24
薬注設備	注入ポンプ類	15	18	18	7	3	20	17	13	5	1	66
未在以闸	制御バルブ類	13	10	18	5	1	14	10	5	4	1	40
消毒設備	次亜鉛注入設備	10	18	18	4	5	11	17	9	4	0	
万華以開	制御バルブ類	10	10	19	3	2	10	9	3	3	0	30
	フラッシュミキサ変速機			22	5	2	9	6	1	1	0	24
沈殿・ろ過池	フロッキュレータ変速機			21	7	5	6	13	2	1	1	35
機械設備	<b>汚</b> ル強 奇 懱	17	22	22	1	5	5	6	0	0	0	17
THI XDXIII	ろ過池制御弁			24	8	9	13	6	1	0	0	37
	表面洗浄装置			22	5	5	9	10	1	1	0	
l	脱水設備			27	3	8	6	0	1	0	0	18
	乾燥設備	17	26	25	1	1	0	2	0	0	0	4
備	除塵設備		26	28	2	0	1	1	0	0	0	4
	補機類			25	3	6	6	3	0	0	0	
l − − − ħ	機械設備 合計	-	21	-	106	107	196	166	67	38	6	686

〇電気設備												
	対象機器	法定耐	今回設定	平均	30年	25年以上~	20年以上~	15年以上~	10年以上~	5年以上~	5年	回答
	列 殊 1成 有計	用年数	更新基準	年数	以上	30年未満	25年未満	20年未満	15年未満	10年未満	未満	件数
	設備一括			24	12	9	12	7	2	1	0	43
	特高受電・配電設備			23	4	5	2	4	3	1	0	
ı	高圧受電·配電設備			23	16	9	11	10	5	2	0	53
受電設備	変圧器	20	23	25	16	9	10	8	3	1	0	47
又电欧洲	コンデンサ	20	23	23	13	8	11	12	7	1	0	
ı	高圧ケーブル			21	9	10	15	20	3	3	0	60
ı	統電器盤等			23	13	8	11	10	4	1	0	
	コントロールセンター			25	9	7	7	5	1	0	0	29
直流電源装		6	20	21	4	9	15	19	4	2	0	53
置	インバータ装置	U	20	20	2	7	12	15	3	3	0	42
ı	発電機			24	5	6	6	3	2	1	0	23
非常用電源	ディーゼル機関	15	24	24	5	3	5	2	2	0	0	17
装置	ガスタービン機関		24	26	1	2	0	1	0	0	0	4
	無停電電源装置(UPS)			19	0	3	8	11	3	0	0	25
	電気設備合計	-	22	_	109	95	125	127	42	16	0	514

〇計装設備												
	対象機器	法定耐	今回設定	平均	30年	25年以上~	20年以上~		10年以上~	5年以上~	5年	回答
	A) 外(成位)	用年数	更新基準	年数	以上	30年未満	25年未満	20年未満	15年未満	10年未満	未満	件数
	電磁式			20	7	13	19	26	8	1	0	74
流量計	超音波式	10	19	18	1	6	11	19	9	3	0	49
	差圧式			20	4	6	6	11	4	2	0	33
	フロート式			22	4	7	11	6	4	0	0	
	投込式			19	5	8	13	20	8	3	0	
水位•圧力計		10	20	17	0	2	4	4	4	2	0	
	静電容量式			20	0	8	5	11	3	1	0	
	圧力式			20	1	7	10	9	6	1	0	
	<u>濁度計</u>			17	2	4	19	26	14	2	0	
	pH計			16	1	1	16		16	3	0	
水質計器	アルカリ度計	10	17	18	1	2	8	14	8	0	0	
	残塩計(有試薬式)			17	1	1	5	17	9	2	0	
	残塩計(無試薬式)			17	1	4	14	29	15	3	0	
	調節計			19	1	8	12	17	5	3	0	
監視制御装	シーケンサ	10	18	18	2	2	11	13	9	1	0	38
置	監視制御装置	10	10	19	5	5	18	22	10	6	1	67
	IT∨			18	0	1	9	6	2	2	0	
伝送装置	TM/TC	10			0	4	17	26	6	1	1	55
1	计装設備 合計	-	18	-	36	89	208	301	140	36	2	812

### 5-2. 管路

### 1) 他事業体における実使用年数の事例

取組状況調査において、タイプ 4 またはタイプ 3 のアセットマネジメントを実施している水道事業者等では、40 年~80 年での更新を設定している。管種別では普通鋳鉄管は 40 年~50 年、鋼管では40 年~70 年、ダクタイル鋳鉄管で防食対策としてポリエチレンスリーブが施されていない一般的な土壌では 40 年~80 年、耐震継手や防食対策を有するものでは 60 年~100 年程度の設定が行われている。

管路の更新実績については、関西水道事業研究会における調査事例<sup>3</sup>があり、平均使用年数は59.3年であった。

(公財)水道技術研究センターでは、管路事故の実績を分析し、管路の機能劣化予測式(経過年数による事故率の推定、図 5.1 参照)<sup>4</sup>を公表している。

これらより、簡易支援ツールでは、管路の実使用年数について、先進事業者の更新基準と機能劣化予測式による事故率及び耐震性能を考慮して表 5.5 のように設定することを一案として提示している。

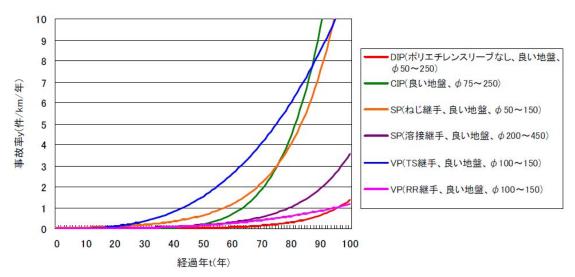


図 5.1. 管路の機能劣化予測式の一例

表 5.5. 管路の更新基準(実使用年数)の設定例

	更新基準の初期	设定值	実使用年	数の設定値例	耐震	生能*
水道統計の管種区分	(法定耐用年	数)		事故率、耐震性 能を考慮した更新 基準としての一案 **	レベル1	レベル2
鋳鉄管 (ダクタイル鋳鉄管は含	まない)		40年~50年	50年	×	×
ダクタイル鋳鉄管 耐震型継手を有する				80年	0	0
ダクタイル鋳鉄管 K型線ののうち良い地盤に布設			60年~80年	70年	0	注1)
ダクタイル鋳鉄管 (上記以外・不明なものを				60年	0	×
鋼管(溶接継手を有する			40/5 70/5	70年	0	0
鋼管(上記以外・不明な	ものを含む)		40年~70年	40年		
石綿セメント管		40年	40年	40年	×	×
硬質塩化ビニル管 (RRロング継手等を有る	よる)			60年	0	注2)
硬質塩化ビニル管 (RR継手等を有する)			40年~60年	50年	0	×
硬質塩化ビニル管 (上記以外・不明なもの)	を含む)			40年	×	×
コンクリート管			40年	40年	_	
鉛管		1	40年	40年	_	_
ポリエチレン管 (高密度、熱融着継手を	-有する)		40年~60年	60年	0	注3)
ポリエチレン管 (上記以外・不明なもの)	————— を含む)		40年~60年	40年	0	×
ステンレス管 耐震型継	手を有する			60年	0	0
ステンレス管 (上記以外・不明なもの)			40年~60年	40年	_	_
その他(管種が不明なも	のを含む)		40年	40年		

<sup>\*</sup> 平成18年度管路の耐震化に関する検討会報告書、平成19年3月 注1)~注3)は、検討会報告書を参照

<sup>\*\*</sup> 事故率及び耐震性能を考慮した設定の例ですので、管路の布設環境(地質、土壌の腐食性、ポリエチレンスリーブの有無など)、管種別の布設時期、漏水事故実績等、実業体の実情を踏まえた設定を心がけてください。

<sup>(</sup>出典)簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアルVer2.0

### 2) 本検討における設定値

管路については、更新基準の設定事例は多々あるが、上記で示された事故調査に基づく実使用 年数は管種・継手別で基準が設定されており、その年数も各種の設定事例から見て妥当と考えられ ることから、今回の検討においても実使用年数として採用するものとする。

表 5.6 に管路の更新基準年数の設定結果を示す。

表 5.6. 管路更新基準年数

管租	<b>1</b>		更新基準年数	備考
石綿管	ACP	40		
		DCIP	60	
	DCIP(非耐震)	DCIP-A	60	
	DOIP(非剛長)	DCIP-T	60	
 ダクタイル鋳鉄管		DCIP-K	60	悪い地盤に布設
メンダイル研究官		DCIP-K	70	良い地盤に布設
	DOID(新雲)	DCIP-SII	80	
	DCIP(耐震)	DCIP-NS	80	
		DCIP-GX	80	
鋼管	SGP		40	
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP		50	
ポリエチレン管	PE		60	
ステンレス鋼管	SUS		40	
硬質塩化ビニル管	VP		50	
その	 他		40	